



インド会社法 2019 の総まとめ

2020 年 1 月

One Asia Lawyers 南アジア事務所

インドでは 2013 年に会社法の大改正があり、その後、小規模な改正が頻繁に実施されている。今回は、2019 年に施行されたインド会社法（以下「改正法」という）のポイントをまとめてみたい。

1 独立取締役の登録（2019 年第 5 回修正規則）

まず、改正法に関連する規則により、2019 年 12 月 1 日に施行された部分であるが、独立取締役（Independent Director）は、2020 年 2 月末までに政府の管理するデータバンクへの登録¹が義務付けられ、データバンク登録後 1 年以内に所定の試験に合格することが必要となった。独立取締役自体は、外国人かつ非居住者でも適格性を有するが、今後は名ばかりの選任では済まない可能性があり注意を要する。

2 重要利害人の登録（90 条 4 A）

2019 年改正法により、会社の運営に重要な影響力を有する者（Significant Beneficial Owner、重要利害人）が自らを会社に申告し、また会社がそれを登録する義務が生じた。インドの現地法人の 10%以上の受益権（株式等）を有する者（法人・自然人）は、重要利害人とみなされるので注意が必要である。

3 会社の社会的活動への資金支出（21 条）

2019 年改正法において、一定の要件を充足する会社（純資産 50 億ルピー、売上 100 億ルピー、または純利益 5 千万ルピー以上の会社）は、一定の活動資金（過去 3 会計年度の純利益平均額の 2%）を会社の社会的責任を果たすための活動（以下「CSR」という）に拠出をする義務が強化された。

2019 年改正法以前にも CSR 活動支出に関する規制はあったものの、支出しなかったことの正当事由を取締役会報告書上に記載すれば義務を免れることができた。本規定が施行されたのちは、実際に活動資金を拠出する必要があり、さもなければ、最終的には未消費資金が政府の管理する慈善基金に移転されるという厳しいものである。いわば、[Comply or explain]であったが、[Comply]になったということである。

具体的には、CSR 活動の未消費資金は、会計年度末から 30 日以内に「未使用 CSR 口座」に移し替える必要があり、それでもなお 3 年以内に消費されない場合は、その金額を慈善基金

¹ mca.gov.in



に移転させる必要がある。

認められる CSR 活動の詳細は会社法別表第 7 に記載されており、貧困撲滅、女性差別解消等は認められるものの、従業員教育目的では認められない。

4 株式の電子管理 (29 条 1b)

従来は公開会社のみにおいて必須とされていた、株式の電子管理 (Dematerialization) であったが、2019 年改正法において該当条文の「公開」という文言が削除され、政府が別途指定する会社 (非公開会社も含まれる可能性がある) において、株式の電子管理が義務になった。詳細は今後の政府の通達にかかるが、注意が必要な点である。

5 会社法規定不遵守の場合の罰則の軽減

会社法上の手続的な違反があった場合、取締役らが従来は「禁固または/および罰金」の対象となる旨が規定されていたところ、改正法により罰金のみになった。

現地法人の会社法不遵守により禁固刑に服するリスクがあった日本人役員には朗報と言える。

具体的には年次報告書の提出不履行/遅延 (92 条(5))、株式資本の変更に関する届出の不履行/遅延 (64 条(2))、公開上場会社による定時株主総会報告書の提出不履行・遅延 (121 条第 3 項)、辞任後の監査役による陳述書の提出不履行/遅延 (140 条(3))、割引株式の発行禁止 (第 53 条第 3 項) 等において、禁固刑が削除された。

6 会計年度変更の承認機関 (2 条(41))

インドにおいては、4/1 から 3/31 が会計年度となるのが原則であるが、所定の手続きを経ることでこれを変更することができる。例えば日本の親会社や地域統括会社

に合わせて 1/1 からとすることも可能である。その場合、従来は National Company Law Tribunal 国内会社法審判所がこの変更の承認機関であったのに対し、改正法においては、中央政府、具体的には Regional Director が承認機関となった。

なお、公開会社の非公開化に伴う定款変更の承認機関も同様に変更された (14 条)。

7 その他

その他、取締役の欠格事由の拡大 (164 条)、独立取締役の報酬 (197 条) 等の改正が施行されている。

以上



「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

kimiyoshi.shimura@oneasia.legal